佐八酒消組監第16号 令和元年9月2日

佐倉市八街市酒々井町消防組合 管理者 西田三十五 様

> 佐倉市八街市酒々井町消防組合 監査委員 越 川 芳 勝 監査委員 川 島 邦 彦

平成30年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出 決算審査意見書の提出について

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成30年度 佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算及び関係書類を審査 した結果について、別紙のとおり意見書を提出します。 平成30年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算審査意見書

第1 審查対象

- 1 平成30年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算
- 2 関係書類
 - (1) 一般会計歳入歳出決算書
 - (2) 一般会計歲入歲出決算事項別明細書
 - (3) 実質収支に関する調書
 - (4) 財産に関する調書
- 第2 審査の実施日 令和元年8月27日(火)
- 第3 審査の実施場所 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部
- 第4 審査の方法
 - 1 決算その他関係書類の計数的な正確性の検証
 - 2 平成30年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び主要施策の成果の説明書に基づいて、消防本部各課担当者より説明を受け、審査を実施しました。
 - 3 現金預金については、例月出納検査を実施しているので本審査では省 略しました。

第5 審査の意見

1 総括

審査に付された平成30年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会 計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、 財産に関する調書等は、適正に作成されているものと認めます。

また、予算の執行及び諸事業の運営管理は、適正なものと認めます。

2 要望事項

審査に関し特に指摘する点はありませんでした。

要望事項として、消防署等の勤務体系は不規則であり、働く職員の健康管理面について重点を置いていただくと共に、併せて勤務環境面の整

備については、老朽化が進んでいる消防庁舎の早期改善を図り、消防署 所間における勤務環境格差の解消を進め、全ての庁舎について仮眠室の 個室化、女性職員の宿直施設及び救急消毒室の完備についても実施に向 け検討してください。

さらに、消防職員の職務の特殊性を考慮すると共に、これからますます難しくなる人材確保の点からも、現在も引き続き支給が抑制されている特殊勤務手当の支給について、限られた予算、限られた人員の中ではありますが、県内の消防本部と均衡がとれるよう構成市町と協議され、職員の待遇改善措置を講ずるよう要望します。

今後も引き続き適正かつ効率的な予算の執行並びに事業の運営をお 願いします。